



Title	「核兵器と核軍縮の現状は？」(要約)
Author(s)	梅林, 宏道
Citation	平成24年度核兵器廃絶市民講座 第1回; 2012
Issue Date	2012-11-27
URL	http://hdl.handle.net/10069/34532
Right	

This document is downloaded at: 2019-04-23T20:51:49Z

第1回核兵器廃絶市民講座「核兵器と核軍縮の現状は？」(2012年11月27日)

講師 梅林宏道先生

RECNA 設立のひとつの大きな目的は、核兵器廃絶への動きをライブに伝えることである。核兵器廃絶が遠い目標におかれてしまっているために、現に進行していることがよくわからない。しかし、進行している状況を知ると、核兵器廃絶のために、いま、なにをすべきかを理解できる。同時に基礎的な知識を伝えることも必要である。

核兵器保有の現状

いま、世界に存在する「国家」をおおきく5つに分類することができる。「NPT(核不拡散条約)上の核兵器国」、「NPTの外にある事実上の核保有国」、「核保有主張国」、「核兵器依存国」、「核兵器に依存しない非保有国」である。

「NPT上の核兵器国」とは、アメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中国である。NPTとは、核軍縮・不拡散関係の条約の中でもっともポピュラーな条約である。NPTに加盟をしていない少数の国が、「事実上の核保有国」であり、インド、パキスタン、イスラエルである。

「核保有主張国」とは、私の命名であるが、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)を意味している。北朝鮮は、NPTに現状では参加しておらず属していない。北朝鮮は、かつて参加していたNPTから「脱退した」と主張し、そのように多くの場合扱われている。しかし、加盟国全体とは認識が一致しておらず、厳密に脱退しているかどうかははっきりしない。北朝鮮自身は核保有国であると宣言し、二度の核実験をおこなっているから核爆発装置を持っていることは間違いない。しかし、それが兵器として使用可能な状態になっているかどうかについては諸説ある。このように特殊な状態にあるため、「核保有主張国」と分類している。

「核兵器依存国」の数を正確に数えることは簡単ではないが、28カ国プラスアルファという数え方がよい。「自分の国は核兵器をもっていない、もたない」と宣言する一方で、「核兵器は、自分の国を守るのに必要だ」との政策を明らかにしている国々である。これらの国々は核兵器をもっている同盟国の「核の傘」に依存することになる。

現在、北大西洋条約機構(冷戦時代にできた西側の軍事同盟)に28カ国が加盟している。アメリカ、フランス、イギリス(NPT上の核兵器国)をのぞく25カ国は核兵器を保有しない政策をとり、北大西洋条約機構によって、3カ国の「核の傘」により自分たちの安全を確保する考え方をとっている。一方、アメリカのアジア・太平洋にある同盟国、日本、韓国、オーストラリアの3カ国は、アメリカの「核の傘」に依存する政策を明記している。ここで強調しておきたいのは、アメリカと安全保障条約を結んでいる国が、かならずしもアメリカの「核の傘」に依存していないことである。たとえば、フィリピンはアメリカとの安全保障条約をもっているが、非核の立場を憲法的にも述べている。日本が、核兵器依存国に属して

いることは深刻な問題である。先述の「プラスアルファ」とは、NATO や日韓豪の計 28 か国のほかに、ロシアとの同盟国の政策についての資料が乏しいことを反映している。

「核兵器に依存しない非保有国（真の非核国）」は、150 か国を超えると考えられ、圧倒的に多数である。いったん核兵器を持ったけれど、放棄した国々もある。南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシである。南アフリカは、自ら核兵器を開発して、一時は 6 発の核爆弾をもっていたが、冷戦の終結をふまえて、必要ないと判断し放棄した。旧ソ連に属する残りの 3 カ国は、旧ソ連の解体にともない非保有を決定し、ロシアにすべてを返した。世界の核戦力について、アメリカとロシアで全体の 95 パーセントの核弾頭をもっているため、両国の核軍縮が進まなければ核兵器のない世界に向かうことは、むずかしい。

世界の核戦力(2012年5月)

国名	配備戦略核	配備非戦略核	予備／非配備	軍用小計	退役	合計
ロシア	1,800	0	3,700	5,500	4,500	10,000
米国	1,950	200	2,850	5,000	3,000	8,000
フランス	290	...	10	300	...	300
中国	0	60	180	240	...	240
イギリス	160	...	65	225	...	225
イスラエル	0	...	80	80	...	80
パキスタン	0	...	90-110	90-110	...	90-110
インド	0	...	80-100	80-100	...	80-100
北朝鮮	0	...	<10	<10	...	<10
合計	4,200	260	7,000	11,500	7,500	19,000

出典・全米科学者連盟 (FAS)

核兵器なき世界への手がかり

私たちが活用しようと考えている、核なき世界への、6 つの手がかりがある。ひとつは、核不拡散条約 (NPT) である。この条約が成立した 1968 年の時点で、5 つの核兵器国が核実験を済ませていた。冷戦下において、5 つの国が核兵器を廃棄することは極めて困難であり時間を要すると考えられ、次善の策として「これ以上は核兵器を持つ国を増やさない」とする条約ができた。そして 5 つの国に対しては、いずれ核兵器の全廃を目指すとする第 6 条の義務を課すこととした。この条約は、5 年ごとに、条約が守られているかを確認する再検討会議がひらかれる。

2 つめは、国際司法裁判所による 1996 年の勧告的意見である。重要な勧告が 2 点ある。第 1 に、核兵器の非人道性について、一般的に人道性の諸原則に違反するとする勧告。第 2 に、第 6 条義務をさらに明確にし、誠実に交渉するだけでなく、完結させる（廃絶条約を締結する）義務があるという勧告である。

3 つめは、藩基文国連総長の 5 項目提案 (2008 年) であり、とりわけ第 1 項目を強調したい。核兵器のない世界をつくるために、法的な枠組みが必要という提案である。この当然のことが、国際的に公式の場で確立していなかった。5 項目提案の第 1 項目で、こうした条約を早期に交渉するよう述べ、手がかりとされている。

4 つめは、オバマ大統領のプラハ演説である。ノーベル賞を受賞したオバマ大統領に、最強の核兵器国としての責務を果たすよう求めてゆく必要がある。

5 つめは、2010 年の NPT 合意文書である。2010 年の NPT 再検討会議で、核兵器禁止の法的枠組みが必要ということ、全会一致の最終文書で採択した。会議は、国際司法裁判所の勧告より強い、つぎの文言をとり入れた。「会議は核兵器のいかなる使用も破壊的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」。しかし、保有について言及しておらず、「使用はしないが保有する」という核抑止論に特有の論理が成り立つ文言で合意しており、これは乗り越えないといけない壁である。

6 つめは、非核兵器地帯の拡大である。下図にあるように、現在、6 つの国際条約と 1 つの全会一致の国連決議があり、それぞれが（一国的地位も含めて）非核兵器地帯となっている。南半球の陸地はほぼ完全に核兵器を配備せず、保有もしないことになっている。中央アジア非核兵器地帯条約は、北半球のみを対象とした、はじめての非核兵器地帯である。RECNA は、北東アジアの非核兵器地帯の実現に取り組んでいる。こうした展開は、核兵器のない世界が実現する過程をわかりやすく可視化する。私たちの構想を膨らませるときに、重要な手がかりとなる。



最近の困難：緊張をます米ロ、核兵器近代化、CD 行き詰まり

こうした手がかりがあるなかで、いくつかの困難な課題がある。ミサイル防衛とは、飛んでくるミサイルをミサイルで迎撃するシステムであるが、かつて、レーガン大統領は「スター・ウォーズ」のイメージからミサイル防衛を提案し、この発想がゴルバチョフ大統領との核軍縮を閉ざした。これと同様のことがブッシュ政権で積極的に推進され、オバマ政権では多少構想は縮小、変更されたが、アメリカ国内の世論との関係で基本的に継続している。ここにひとつの深刻なジレンマがある。

アメリカとロシアは新 START (スタート) 条約を発効させた。アメリカの上院では、核兵器 (ミサイル、潜水艦、爆撃機などの運搬手段をふくむ) の維持のためには、今後 10 年で 1840 億ドルの費用を新 START 批准の条件とした。また、核兵器に替わる通常弾頭の長距離飛行できるグローバル・ストライク弾頭を開発する。こうした開発は新 START で制約されなかった。一方でロシア議会は、ミサイル防衛で攻撃バランスを崩さないことを主張し、NATO 配備のミサイル防衛に対し、実行した場合には脱退する権利の行使を主張し、核近代化に関して 10 年間で 700 億ドルを要求している。また、通常弾頭の戦略兵器は、新

START 条約のなかに設置された 2 国間協議の協議事項になると主張した。

2012 年の 4 月 30 日から 5 月 11 日、ウィーンで NPT 再検討会議準備委員会が開催された。RECNA は、この委員会でどういう議論がなされ、どういう合意が成立していくかをリアルタイムに発信した。人道的側面が 2010 年の NPT 最終文書として残されたことを、さらに発展させようとしたものがオーストリア、メキシコ、ノルウェーの 3 カ国の「多国間の核軍縮交渉を前進させる」イニシャチブであり、またスイス、ノルウェーなどがイニシャチブをとった 16 か国の、「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」であった。

さて、日本政府は後者の共同声明が秋の国連総会で 35 カ国の共同声明になったときも賛成できなかった。その理由は、日本の安全保障が米国の核抑止力に依存する政策をとっているなかで、核抑止を否定する発想の声明には賛同できないというものであった。

この状態を克服するのが、北東アジア非核兵器地帯の構想である。つまり、「核の傘」から「非核の傘」へと新しい道をひらくことは、核抑止に依存しない安全保障への道をひらくことになる。

非核兵器地帯の 3 要素は、核兵器の不存在、核兵器による攻撃・威嚇の禁止（消極的安全保障）、そして検証制度である。5 つの非核兵器地帯条約は、いずれも、この 3 つの要素を備えている。つまり、核が存在せず、また核兵器国が非核兵器国に攻撃や攻撃の威嚇をしないことを、検証可能な制度によって実現するのである。

私たちは、北東アジア非核兵器地帯に関して、スリー・プラス・スリー構想を提案している。日本、韓国、北朝鮮を非核化すると、これにたいしてアメリカと中国とロシアは、攻撃・威嚇の禁止の項目により、この地帯に核攻撃を加えることができない。日本の安全保障の議論では、核の傘がなくなれば、核武装しかないという論調があるが、決してそうではなく、核の傘がなくても、非核兵器地帯を実現すれば核武装する必要はない。

最近の希望

北東アジア非核兵器地帯が提案されてから相当な年月が経過したが、最近になって良い変化がある。ひとつは、アメリカの元高官モートン・ハルペリン氏（クリントン大統領の特別顧問）が、北東アジア非核兵器地帯の提案をした。もうひとつは、核軍縮議連の日本支部である超党派の議員連盟が、北東アジア非核兵器地帯のワーキングチームをつくった（2012 年 3 月）。3 つめは、岡田克也副総理



の国会答弁である。これまでの日本政府の議論は「北朝鮮の非核化が先だ」というものであったが、非核地帯をつくる交渉を呼びかけることと、北朝鮮の非核化は、並行してすすむものであるとする議論を、岡田氏が国会で初めて行った。最後に、404名の自治体首長が、北東アジア非核兵器地帯の設立に賛同する声明に署名をした。これは、1年ほどかけて集めNPO法人ピースデポが集めていたものである。